

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 7 月 21 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700069 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700120 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額を 17 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 1 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 1 月 15 日

B 厚生年金基金からのお知らせにより、A 社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B 厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 17 万 7,013 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2 期賞与分」により、請求期間に A 社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、平成 27 年 12 月 7 日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2 期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、17万7,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700070号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700121号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を27万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に27万4,642円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、27万4,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700071号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700122号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を2万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に2万5,752円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、2万5,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700072号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700123号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を3万9,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に3万9,883円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、3万9,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700180号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700124号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を21万8,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に21万8,958円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から賞与明細書として提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、21万8,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700115号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700125号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年8月28日から平成5年6月21日まで

昭和63年8月28日に、A社から、グループ会社のB社に転属となり、平成2年3月末頃まで同社に勤務し、その後、A社に戻り、平成5年12月21日に退職するまで広報業務を担当した。A社の当時の社長から、B社の経理及び社会保険事務は全てA社の担当者が行っており、同社で厚生年金保険料を支払っていたのではないかと聞いたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の元事業主の回答及び従業員の陳述により、期間の特定はできないものの、請求者がB社に勤務していたことがうかがえ、また、請求者から提出されたA社の社名が記載された平成4年10月及び平成5年4月の事務資料により、当該時期において請求者がA社の広報業務に関わっていたことがうかがえる。

しかしながら、A社の元事業主は、A社とB社は社長同士が友人の会社であるが、両社はグループ会社ではないので、A社がB社への転属を発令することはなく、請求者は自らの申出によりA社を退職し、B社に就職した旨回答しているところ、雇用保険の記録から、請求者は昭和63年8月20日にA社を離職した後、同年9月26日から同年12月24日までの期間、失業等給付の基本手当を受給していることが確認できる。

また、A社の元事業主は、B社の従業員をA社の厚生年金保険被保険者とすることはない旨回答しており、請求期間のうち、請求者が提出した上記事務資料からA社での業務がうかがわれる時期についても、個人的に仕事を依頼したかもしれないが、雇用関係ではないので給料としては支給しておらず、厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、請求期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる15人に請求者の請求期間に係る勤務等について

て照会したが、回答のあった6人のうち請求者を知っていると回答した5人について、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱いについては不明である旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。